【運転免許の自主返納者対象】市町村における支援一覧

運転免許の自主返納者対象　　令和８年11月20日時点

管轄警察署	事業実施主体	電話番号	開始日	支援内容		申請に必要な書類等
山形	山形市 担当：長寿支援課	023 641-1212 （内566）	H26.4.1～	・山交バス「山形市シルバー3ヶ月定期券」の無料交付	交付場所：山形交通株式会社バス案内センター（山交ビル１階） ※必要書類等を準備し、上記案内センターでお手続きください。 ※こちらのサービスを受けた方は、下段「タクシー利用券」の無料交付は受けられません。 内　容：山形交通株式会社が販売する「山形市シルバー3ヶ月定期券(ICカード「ヤマコウチェリカ」)」を交付 対象者：定期券の使用開始日現在で70歳以上の方 ・免許返納後、最初の購入日から1年間4回まで。 ・乗り放題区間は山形市内のみとなります。市内から市外へ乗車された場合や市外から市内へ乗車された場合、市内の端のバス停と市外バス停の区間分について、別途乗車運賃のお支払いが必要となります。	本人確認書類として保険証等、運転免許の取消通知書または運転経歴証明書 ※ICカード「ヤマコウチェリカ」発行時（初回のみ）に預かり保証金500円が別途必要になります。
			H30.5.15～	・タクシー利用券	交付場所：山形市役所長寿支援課 ※必要書類等を準備し、上記市役所担当課でお手続きください。 ※こちらのサービスを受けた方は、上段「バス定期券」の無料交付を受けられません。 内　容：タクシー券20,000円分（1枚あたり500円）を免許返納後、１回限り交付 対象者：運転免許証を自主返納した70歳以上の方で、次の要件を満たす方 ①自主返納後、１年以内である ②過去に、この制度によるタクシー券または「山形市シルバー3ヶ月定期券」の無料交付を受けていない 利用期間：交付日から2年間	申請による運転免許の取消通知書（紛失等の場合は、運転経歴証明書も可）
	山形市 担当：公共交通課	023 641-1212 （内438）	H26.4.1～	・山形市コミュニティバス高齢者乗車証発行	上記シルバー3か月定期券を購入した方に対し、下記バスを無料で利用できる山形市コミュニティバス高齢者乗車証を発行 （路線：ベニちゃんバス、山形市コミュニティバス高瀬線、山形市地域交流バス南部線、あじさいバス）	申請には購入したシルバー3か月定期券が必要。シルバー3か月定期券の有効期間の末日まで有効
	山辺町 担当：町民生活課	023 667-1109	H23.4.1～	・やまのべコミュニティバス無料乗車券	山辺町内に住民登録がある自主返納者に町営バス（コミュニティバス）の無料乗車券を発行（最長2年間、１回限り）	運転経歴証明書又は申請による取消通知書、写真
	中山町 担当：総務広報課	023 662-4899	H29.4.1～ (R2.6.1～)	・町営バス回数券 ・タクシー利用券	中山町内に住民登録がある方で平成26年4月1日以降の自主返納者に、町営バス回数券20冊（１冊11枚綴り）、山形県タクシー共通乗車券２万円分のいずれかを交付（１回限り）	申請による取消通知書又は運転免許返納を証明する書類
上山	上山市 担当：市民生活課	023 672-1111	H25.4.1～	・市営予約制乗合タクシー利用券 ・タクシー利用券 ・ICカード交通ポイント	上山市内に住民登録がある自主返納後１年以内の方に対し、市営予約制乗合タクシー利用券、タクシー利用券、山形交通株式会社のICカード交通ポイントのいずれか２万円分を交付（１回限り）	運転経歴証明書の写し又は申請による運転免許の取消通知書の写し
	上山地区 交通安全協会	023 673-5080	H31.4.1～	・運転卒業証書 ・夜光反射材セット贈呈	山形県交通安全協会の会員で、上山警察署で運転免許の自主返納手続きをした方に対し、「運転の卒業証書」を交付し、夜光反射材セットを贈呈（１回限り）	運転免許証、安全協会会員の方
天童	天童市 担当：生活環境課	023 654-1111	H28.4.1～	・バス、タクシー利用券	天童市内に住民登録がある65歳以上で平成28年４月１日以降の自主返納者に、市内タクシー事業者のタクシー利用券、デマンドタクシー利用券、市内路線バス事業者のICカード引換券、市営バス回数券の中から2万円分（1万円ずつ選択可）を交付（１回限り）	申請による運転免許の取消通知書、保険証等の身分証

【運転免許の自主返納者対象】市町村における支援一覧

運転免許の自主返納者対象　　令和８年11月20日時点

管轄警察署	事業実施主体	電話番号	開始日	支援内容		申請に必要な書類等
寒河江	寒河江市 担当：市民生活課	0237 85-1876	H29.4.1～	・バス、タクシー利用券	寒河江市内に住民登録がある65歳以上の方で、平成29年４月１日以降の自主返納者に、山形県タクシー共通乗車券、寒河江市デマンドタクシー、市内循環バス、山交バスICカード、天童市営バス回数券、西川町営バス回数券のいずれか2万円分を交付（1回限り）（申請期限：自主返納日から１年以内）	申請による運転免許の取消通知書、年齢確認ができるもの
	河北町 担当：防災危機管理課	0237 73-2111	H21.4.1～	・バス運賃無料化	河北町に住民登録をしている65歳以上の自主返納者に、町営バス定期券1年分を無料で交付（1年毎に更新手続きが必要。回数の制限はなし。）	申請による運転免許の取消通知書及び本人確認ができるもの(健康保険証など)、更新の場合は、使用中の町営バス定期券
	西川町 担当：町民税務課	0237 74-4118	H29.4.1～	・バス、タクシー利用券	西川町内に住民登録がある65歳以上の自主返納者に、山形県タクシー共通券、町営バス回数券のいずれか２万円分を交付（１回限り）	申請による運転免許の取消通知書
	朝日町 担当：総務課危機管理対策室	0237 67-2111	H28.4.1～	・デマンドタクシー利用回数券 ・タクシー共通乗車券 ・山形交通ICカード	朝日町に住民登録がある65歳以上の方で、自主返納者してから１年以内の方に対し、デマンドタクシー利用回数券、山形県タクシー共通乗車券、山形交通ICカードの中からいずれか2万円分を交付（１回限り）	申請による運転免許の取消通知書の写し、または、運転経歴証明書の写し
	大江町 担当：総務課	0237 62-2187	H28.4.1～	・バス、タクシー利用券	大江町に住民登録がある65歳以上の方で、自主返納してから１年以内の方に対し、町営バス3年間無料乗車券、乗合タクシー３年間無料乗車券、山形県タクシー共通乗車券２万円分、山交バスICカード２万円分のいずれかを交付（1回限り）	申請による運転免許の取消通知書の写し又は運転経歴証明書の写し 生年月日の分かる本人確認書類
	寒河江地区交通安全協会	0237 86-4674	H24.7.20～	・運転経歴証明書の交付手数料助成	寒河江地区交通安全協会会員の自主返納者に、運転経歴証明書交付手数料1,150円を全額助成（返納日に運転免許の有効期間が6か月以上残っていること、返納時に寒河江地区交通安全協会の会員であること、運転経歴証明書を取得済みであることが必要）	運転経歴証明書、印鑑、申請時の会員確認、運転経歴証明書交付後1か月以内に申請手続きをすること
村山	村山市 担当：市民環境課	0237 55-2111	H25.4.1～ (②はR4.4.1～)	・バス、タクシー利用券	①　村山市に住民登録がある65歳以上の自主返納者に、村山市営バス乗車券、村山市乗合タクシー乗車券、村山市内タクシー事業者利用券、山交バス株式会社の自動車運転免許証返納者1か月定期の購入費のいずれか３万円分交付（申請期限：自主返納日から１年以内） ②　①の支援を受けた方で、支援決定から5年以上経過した方に、村山市乗合タクシー乗車券、村山市内タクシー事業者利用券のいずれか2万円分交付(１回限り)	①申請による運転免許の取消通知書 ②村山市高齢者運転免許証自主返納被支援者証または支援を受けていた方であることが確認できる書類等
	東根市 担当：生活環境課	0237 42-1111	H26.4.1～	・タクシー利用券	東根市に住民登録がある65歳以上の高齢者で運転免許証を自主返納した日から2年以内の方に、市内のタクシー会社（株式会社東根交通、株式会社神町タクシー、尾花沢タクシー東根営業所（CherryCab））で使えるタクシー利用券２万円分（500円券を40枚）を交付（１回限り）	申請による運転免許の取消通知書、生年月日の分かる本人確認書類
	東根市 担当：福祉課		H24.4.1～	・タクシー利用券	東根市に住民登録がある70歳以上の方で、次の①～③のいずれにも該当しない方に対し、市内のタクシー会社（株式会社東根交通、株式会社神町タクシー、尾花沢タクシー東根営業所（CherryCab））で使えるタクシー利用券を最大で30枚（1枚500円）を交付（年度内１回限り）　※一部地区のみ最大45枚 以下に該当する方を除く ①要介護（要支援）認定を受けている方。 ②福祉タクシー利用券の交付を受けている方。 ③本人または配偶者が自動車運転免許証を持っている方 （①～③に該当しなければ毎年度１回発行）	マイナンバーカードなどの本人確認書類
	村山地区 交通安全協会	0237 55-6803	H25.4.1～	・運転経歴証明書の交付手数料助成	村山警察署管内に住民登録がある、村山地区交通安全協会会員が、村山警察署で自主返納の申請を行った場合に、運転経歴証明書等交付手数料を全額助成 ※助成は申請年度内のもので、村山警察署で申請した場合のみ	運転経歴証明書交付申請書、申請時の会員確認

【運転免許の自主返納者対象】市町村における支援一覧

運転免許の自主返納者対象　　令和8年11月20日時点

管轄警察署	事業実施主体	電話番号	開始日	支援内容		申請に必要な書類等
尾花沢	尾花沢市 担当：市民税務課	0237 22-1111	H23.4.1～	・バス、タクシー利用券 ・商品券	尾花沢市に住民登録がある65歳以上の方で、自主返納後5年以内の方に、 ・2万円分の路線バス回数乗車券（公立病院線） ・2万円分のタクシー利用券（尾花沢タクシー又はしののめ観光タクシー又はつばさタクシー） ・2万円分のはながさ商品券 のいずれかを交付（1回限り）	運転経歴証明書の写し又は申請による運転免許の取消通知書の写し、無効後穴の開いた運転免許証
	尾花沢地区交通安全協会	0237 24-1622	H28 ～	・タオル等の記念品 ・卒業証書贈呈	尾花沢警察署で自主返納手続きを行った返納者に、タオルや反射ステッカー等の記念品と卒業証書を贈呈	
	大石田町 担当：町民税務課	0237 35-2111	H29.4.1～	・タクシー利用券	65歳以上で大石田町に住民登録があり平成29年4月1日以降の自主返納者に、タクシー利用券2万円分（しののめ観光タクシー、つばさタクシー、尾花沢タクシー）を交付（1回限り）	申請による運転免許の取消通知書、代理申請の場合は身分を確認できるもの
新庄	新庄市 担当：環境エネルギー課 環境エネルギー係	0233 29-5678	R2.5.1～	・バス、タクシー利用券	次の全てに該当する方 ①　令和2年4月1日以降に自主返納し、本事業に申請していない方 ②　返納時点で満70歳以上の方 ③　返納した日に新庄市に住所を有する方 利用券20,000円分（1枚当たり100円）を免許返納後、1回限り交付 以下の交通機関で使用できる利用券 ①新庄市営バス(土内線、芦沢線、まちなか循環線) ②大蔵村営バス(肘折温泉新庄線) ③鮭川村村営バス(羽根沢・新庄線) ④山交バス(金山線、鳥越線) ⑤新庄タクシー ⑥新庄輸送サービス ⑦介護タクシーもがみ	・取消通知書等の自主返納した日を確認することができる書類の写し ・身分証明書の写し（マイナンバーカード等）
	金山町 担当：生活環境課	0233 29-5631	H30.4.1～ R4.4.1～	・バス運賃補助 ・デマンド交通利用料割引 ・回数券	70歳以上の方に、町営バス料金半額補助(バス) 75歳以上の方に、料金100円割引(デマンド) 町内に在住で、70歳以上で運転免許を自主返納した方に山交バス新庄金山線、町営バス及びデマンドハイヤーで使える回数券11,000円分を配布 （申請者1名につき1回限り）	保険証等年齢が確認できる書類(バス) 申請書、取消通知書など
	最上町 担当：総務企画課 危機管理室	0233 43-2111	H29.4.1～	・タクシー利用券 ・予約制乗合バス ・回数乗車券 ・商品券	対象者：以下の条件全てに該当する方 ・ 返納時点で65歳以上の方 ・ 自主返納後1年以内で本事業に申請していない方 ・ 最上町に住所登録のある方 内容：以下のいずれか1万円相当を交付（返納から1年以内に申請かつ1回限り） ① 最上町高齢者運転免許証自主返納タクシー券（有効期限：申請した年度内） ② 最上町予約制乗合バス回数乗車券 ③ 最上町地域限定商品券「モガンバ券」（有効期限：発行日より半年以内）	申請による運転免許の取消通知書、印鑑
	舟形町 担当：社会福祉協議会	0233 32-2733	H15.12.15～	・タクシー利用券	舟形町に住民登録がある満80歳以上の方にタクシー利用券年間40枚（1枚500円）を交付（毎年申請可）	本人確認できる書類
	真室川町 担当：町民課	0233 62-2054	H30.4.1～	・バス、タクシー利用券	真室川町に住民登録がある自主返納者に、真室川町営路線バス定期券1年分（有効期限1年）2万4千円相当、町営路線バス回数券2万4千円相当、自主返納者用タクシー券2万4千円相当のいずれかを交付（1回限り）	申請による運転免許の取消通知書または運転経歴証明書
	大蔵村 担当：危機管理室	0233 75-2111	H29.4.1～	・バス利用券 ・商品券	大蔵村に住民登録がある70歳以上の自主返納者に、①大蔵村営バス回数券2万円相当②協同組合大蔵村スタンプ会発行商品券2万円相当③大蔵村営バス回数券1万円相当及び協同組合大蔵村スタンプ会発行商品券1万円相当いずれかを交付（1回限り）	申請による運転免許の取消通知書または運転経歴証明書
	鮭川村 担当：住民税務課 危機管理室	0233 55-2111	H31.4.1～	・バス利用券	鮭川村に住民登録がある満65歳以上の自主返納者に、村営バス回数券2万円相当交付(1回限り) 申込期限：自主返納した日から5年以内	申請による運転免許の取消通知書の写しまたは運転経歴証明書の写し、印鑑
			H26.4.1～	・バス運賃割引	鮭川村に住民登録がある運転免許返納者及び70歳以上の方（免許返納の有無にかかわらず）は、村営バス運賃100円引き	乗車時、免許返納者は運転経歴証明書、70歳以上の方は年齢確認ができるものを提示

【運転免許の自主返納者対象】市町村における支援一覧

運転免許の自主返納者対象

令和８年11月20日時点

管轄警察署	事業実施主体	電話番号	開始日	支援内容		申請に必要な書類等
新庄	戸沢村 担当：健康福祉課	0233 72-2111	R3.4.1～	・バス無料化 ・タクシー利用券	戸沢村に住民登録がある65歳以上75歳未満の自主返納者または更新せず失効した方に、タクシー券（1枚500円）を、申請してから79歳までは120枚、それ以降年間40枚交付 75歳以上の運転免許証を自主返納した方または更新せず失効した方にタクシー券を申請してから5年間は年間120枚、それ以降年間40枚交付（毎年申請が必要。回数制限なし。） 60歳以上75歳未満の自主返納者で運転経歴証明書を提示した方は村営バス無料	申請による運転免許の取消通知書又は運転経歴証明書
			R2.4.1～	・運転経歴証明書の交付手数料助成	戸沢村に住民登録がある自主返納者で、「申請による運転免許の取消通知書」に記載された取消日から起算して1年以内に申請を行った方に対し、運転経歴証明書の交付手数料を全額助成	運転経歴証明書もしくは交付の領収書および通帳の写し
	戸沢村 担当：住民税務課		H26.4.1～	・バス運賃無料	75歳以上の方で、後期高齢者保険証を提示した方は村営バス無料 60歳以上75歳未満の自主返納者で運転経歴証明書を提示した方は村営バス無料	乗車時、後期高齢者保険証を提示
庄内	庄内町 担当：環境防災課	0234 43-0246	H22.4.1～	・タクシー利用券	庄内町に住民登録があり、運転免許証を自主返納された時点で満70歳以上の方に、町内のタクシー会社で利用できるタクシー利用券を交付します。（初年度年間最大2万円分、翌年度から4年間は年間最大1万円分） ※初年度申請期限：返納から1年以内	申請による運転免許の取消通知書、無効後穴の開いた運転免許証
	庄内地区安全運転管理者連絡協議会	0234 45-0110	R6.4～	・来店時の飲み物及び休憩場所の提供など	自主返納者に、安管連加盟事業所（町内協力事業所）4社から、立寄りの際の飲み物及び休憩場所の提供	運転免許証返納証明書（自主返納時に発行）
	庄内地区安全運転管理事業主会 庄内地区安全運転管理者連絡協議会	0234 45-0110	R3.9～	・トートバック進呈	自主返納者に、夜光反射素材印刷のトートバックを進呈	
	庄内地区 交通安全協会	0234 42-3620	H22.4.1～	・夜光反射グッズ進呈	自主返納者に、夜光反射材グッズを進呈	
酒田	酒田市 担当：まちづくり推進課	0234 26-5726	H20.7.1～	・タクシー利用券	酒田市に住民登録がある自主返納者に、山形県タクシー共通乗車券5,000円相当交付（1回限り）	申請による運転免許証の取消通知書 ※酒田地区交通安全協会（酒田警察署内）で受付
			H29.4.1～	・バス、タクシー運賃割引	酒田市に住民登録がある自主返納者に、運転経歴証明書の提示により、るんるんバス、デマンドタクシーの運賃100円引き（回数制限なし）	運転経歴証明書
	遊佐町 担当：総務課	0234 72-5895	H24.4.1～	・タクシー利用券	遊佐町に住民登録がある満65歳以上の自主返納者に、タクシー利用券20枚を交付（1枚あたり初乗り基本料金相当額分） ※交付は申請時１回限り（使用期限なし）	無効後穴の開いた運転免許証、申請による運転免許証の取消通知書 ※酒田地区交通安全協会（酒田警察署内）で受付
	遊佐町 担当:健康福祉課	0234 72-5884	H27.4.1～	・タクシー助成券	自動車運転免許を所有しない高齢者（65歳以上）及び移動することが困難と思われる障がいを有している方に対して、タクシー助成券を交付 ①高齢者42枚／年　（1枚あたり基本料金相当額分） ②障がい者50枚／年　（1枚あたり基本料金相当額に100分の90を掛けた額分，100円未満切捨て） ※年度内にすべて使い切った方は、１回16枚の追加交付を2回まで受けることができる。	申請書 障がい者手帳

【運転免許の自主返納者対象】市町村における支援一覧

運転免許の自主返納者対象　　令和8年11月20日時点

管轄警察署	事業実施主体	電話番号	開始日	支援内容		申請に必要な書類等
鶴岡	鶴岡市 担当：防災安全課	0235 25-2111	H30.4.1～	・バス、タクシー利用券	鶴岡市に住民登録がある自主返納者で、「申請による運転免許の取消通知書」に記載された取消日から起算して1年以内に申請を行った方に対し、庄内交通株式会社バス乗車カード（チェリカ）、市営バス回数券、山形県タクシー共通乗車券のうちいずれか5,000円分を交付（1回限り）	「申請による運転免許の取消通知書」に加え、身分証明ができる保険証、マイナカード、穴の開いた運転免許証のいずれか
				・運転経歴証明書の交付手数料助成	鶴岡市に住民登録がある自主返納者で、「申請による運転免許の取消通知書」に記載された取消日から起算して1年以内に申請を行った方に対し、運転経歴証明書の交付手数料を全額助成	「申請による運転免許の取消通知書」に加え、身分証明ができる保険証、マイナカード、穴の開いた運転免許証のいずれか
	鶴岡市 担当：地域振興課			・バス定期券の購入助成	鶴岡市に住民登録のある方で運転経歴証明書を所持の方を対象に、庄内交通株式会社の定期券購入金額の一部を助成（回数制限なし） 1か月定期券3,200円（通常11,400円） 3か月定期券8,700円（通常30,800円） 6か月定期券17,300円（通常61,000円） 12か月定期券34,400円（通常120,800円） ※一部定期券が利用できない路線あり	身分証明書、顔写真、運転経歴証明書
	三川町 担当：総務課危機管理室	0235 66-3111	H30.4.1～	・入浴施設回数券等	三川町に住民登録があり、令和7年4月1日以降の自主返納者に、入浴施設「田田」回数券（12回分）、特産品セット、町内飲食店お食事券のいずれかを贈呈（申込み期限：自主返納後1年以内）（1回限り）	申請による運転免許の取消通知書又は運転経歴証明書、運転情報記録確認書
				・運転経歴証明書交付手数料または運転経歴情報記録手数料の助成	三川町に住民登録があり、令和7年4月1日以降の自主返納者に、運転経歴証明書交付手数料1,150円又は、運転経歴情報記録手数料（マイナ経歴証明書）900円を全額助成（運転経歴証明書とマイナ経歴証明書の同時申請の場合は1,250円）（申込み期限：自主返納後1年以内）	申請による運転免許の取消通知書又は運転経歴証明書、運転情報記録確認書
長井	長井市 担当：地域づくり推進課	0238 82-8005	H28.10.1～	・バス乗車券	長井市に住民登録がある運転免許証の自主返納者に、返納日翌日から1年間有効な市営バス特別乗車券を交付（1回限り） ※R3.10.1～上記内容に変更	申請による運転免許の取消通知書又は運転経歴証明書 ※長井地区交通安全協会で受付（長井警察署内）
	長井市 担当：市民課	0238 82-8007	H31.4.1～	・運転経歴証明書の交付手数料助成	長井市に住民登録がある方で、、長井警察署で運転免許証の自主返納をした方に、運転経歴証明書交付手数料1,150円を全額助成	
				・フラワー長井線利用券購入助成	長井市に住民登録がある運転免許の自主返納者に、フラワー長井線利用券（100円券11枚綴りで1冊1,000円）を半額で購入できる助成券を交付（最大10冊、1回限り）	
	長井地区 交通安全協会	0238 88-5649	H23.7.1～	・顕彰制度	安全協会の会員で自主返納した方に、返納手続き終了後に「運転免許卒業証書」と交通安全グッズ（タオル等）を交付	
	飯豊町 担当：住民課	0238 72-2111	H21.4.1～	・デマンドタクシー利用券	飯豊町に住民登録がある自主返納者に、デマンドタクシー利用券16,000円相当を交付（1回限り）	申請による運転免許の取消通知書又は運転経歴証明書、印鑑、本人確認ができるもの(健康保険証、年金証書など)
	白鷹町 担当：健康福祉課	0238 86-0213	H29.4.1～	・デマンドタクシー利用券	65歳以上で、白鷹町に住民登録がある自主返納者に ①デマンドタクシー利用券10冊（100円×11枚綴り）を交付（1回限り） ②デマンドタクシー乗車時に運転経歴証明書の提示により運賃割引（通常500円が300円） ※①と②の併用可能 ※タクシー利用券交付事業（認知症高齢運転者対象）との重複申請不可	申請による運転免許の取消通知書、申請者の本人確認書類（マイナンバーカード等）
			H27.4.1～	・タクシー利用券	65歳以上で白鷹町に住民登録がある自主返納者（認知症により介護認定を受けている方）又は認知症により運転免許の取消処分を受けた75歳以上の方に、タクシー利用券34枚（１枚５００円）を交付(1回限り) ※デマンドタクシー利用券事業との重複申請不可	自主返納者 →申請による運転免許の取消通知書、申請者の本人確認書類 取消処分を受けた方 →取消処分書、申請者の本人確認書類 （マイナンバーカード等）

【運転免許の自主返納者対象】市町村における支援一覧

運転免許の自主返納者対象　　令和8年11月20日時点

管轄警察署	事業実施主体	電話番号	開始日	支援内容		申請に必要な書類等
小国	小国町 担当：町民課	0238 62-2261	H30.4.1～	・バス運賃無料化	自動車運転免許証の自主返納者は、バス降車時に「運転経歴証明書」等の免許返納が分かるものを提示すると小国町営バス運賃を無料化（生涯）	運転経歴証明書（運転経歴証明書申請に必要なもの：運転免許証の取消通知書、身分証明書、運転免許証、住民票、交付手数料、証明写真）
	小国地区交通安全協会	0238 62-4988	R2.8.3～	・運転卒業証書 ・夜光反射材を贈呈	自主返納者に「運転卒業証書」と夜光反射材（リストバンド、タスキ等）を贈呈	
南陽	高畠町 担当：福祉課	0238 52-4478	H23.4～	・デマンドタクシー運賃割引	満65歳以上満75歳未満で高畠町に住民登録がある自主返納者及び満75歳以上の方にデマンドタクシー利用料金を100円割引 （一度申請すれば、その後は回数制限なく利用可能）	・満65歳から満75歳未満の方は、運転経歴証明書、申請による運転免許の取消通知書 ・満75歳以上の方は、保険証等本人の年齢確認ができるもの
	南陽市 担当：市民課生活係	0238 40-8255	H30.4.1～	・バス、フラワー長井線、タクシー、市内宿泊施設等利用券	南陽市内に住民登録があり、運転免許証を自主返納してから2年以内の方に、バス回数券、フラワー長井線乗車券、タクシー利用券、宿泊施設等利用券（市内16施設）のいずれかを上限1万2千円分交付（1回限り、年齢制限無し）	申請による運転免許の取消通知書
	南陽地区交通安全協会	0238 40-3866	H29.4.1～	・運転経歴証明書の交付手数料助成 ・感謝状の贈呈	南陽地区交通安全協会会員の運転経歴証明書交付申請者に、運転経歴証明書交付手数料500円を助成、感謝状の贈呈	返納済免許証又は運転免許証の取消通知書、申請時の会員確認
米沢	米沢市 担当：生活安全課	0238 22-5111	H29.4.1～	・タクシー利用券	運転免許を自主返納した時点で満65歳以上であり、返納後1年以内且つこの事業の申請時に本市に住所を有する方に、次のうち希望の乗車券等を交付（1人1回限り、いずれも6,000円以内） ①タクシー乗車券 ②乗合タクシー回数乗車券	申請による運転免許の取消通知書の写し、保険証等本人確認ができるもの、印鑑
	川西町 担当：住民課	0238 42-6616	H30.4.1～	・タクシー共通券 ・鉄道利用券 ・買物券	自主返納時及び申請時に川西町の住所である方で、平成30年4月1日以降に運転免許証の自主返納を行った方（全年齢）に、山形県タクシー共通券、山形鉄道利用券、カワニシお買物券の内いずれかを1回限り1万円分交付	申請による運転免許の取消通知書

※「自主返納者」とは、申請により運転免許の全てを返納した方とします。